前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表公示

前払式支払手段発行保証金規則（平成22年内閣府・法務省令第４号）第７条第１項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号
　株式会社ＮＥＸＴＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮ
２．代表者の氏名　破産管財人　清水　俊順
３．住所　京都市北区紫野西泉堂町62番地
４．仮配当表
⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額
　19,300,000円
⑵　権利の実行に係る申出の総額
　5,460,531円

※配当は、資金決済に関する法律施行令（平成22年政令第19号）第11条第９項の規定により、発行保証金の額から還付の手続に必要な費用の額を控除した額について実施する。

令和８年１月19日

近畿財務局長　坂口和家男

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行の手続に関する意見聴取会公示

資金決済に関する法律施行令（平成22年政令第19号）第11条第４項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号
　株式会社ＮＥＸＴＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮ
２．代表者の氏名　破産管財人　清水　俊順
３．住所　京都市北区紫野西泉堂町62番地
４．権利の実行の対象となる発行保証金の額
　19,300,000円
５．意見聴取会の期日
　令和８年１月28日（水）午後２時
６．意見聴取会の場所
　大阪府大阪市中央区大手前四丁目１番76号
　大阪合同庁舎第四号館４階　第６共用会議室
７．上記の者の発行保証金について債権の申出をした者及び上記前払式支払手段発行者の代表者は、意見聴取会において権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べることができる。
　なお、病気その他やむを得ない理由により意見聴取会に出席することができないときは、口述書を提出して、意見聴取会における陳述に代えることができる。

令和８年１月19日

近畿財務局長　坂口和家男

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告